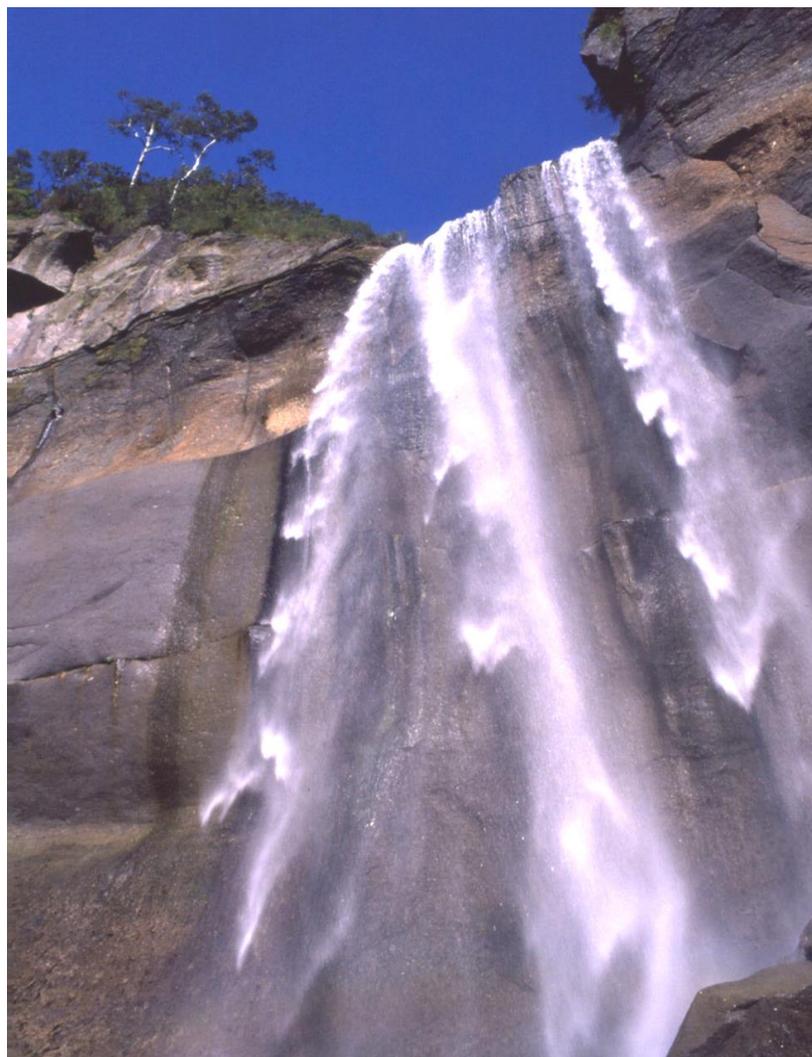


事業所の皆様へ

みんなで資源を大切に！

ごみの適正処理マニュアル



インクラの滝〔日本の滝100選〕

白老町



●マニュアルの目的

いま、オゾン層の破壊、酸性雨、温暖化、砂漠化の進行など地球規模の環境問題がクローズアップされています。そして、日常の生活から排出されるごみにより生活環境の悪化も進んでいます。快適さや便利さを追求するあまり、大量生産・大量消費・大量廃棄を繰り返してきたため、環境悪化につながるごみの増大を招きました。決して無限ではない資源を大切にするとともに、将来の子供たちによりよい生活環境を残すためにも、身近なごみ問題を解決していかなければなりません。

白老町では、平成12年4月から登別市と共同でごみ広域処理を実施し、登別市のごみ処理施設「クリンクルセンター」において、白老町の一般廃棄物についても処理をしている状況であります。（一部のごみを除く）

家庭系一般廃棄物については、徹底した分別、空き缶や空きビン、小型家電、古着・古布などの資源回収に取り組み、ごみの減量化を進めております。

今後、事業系一般廃棄物についても分別の徹底、ごみの減量化が望まれるところです。

「Think globally, act locally」（地球規模で考え、足元から行動を）の標語のもと、本マニュアルは事業者のみなさまに、ごみ問題に対して理解を深めていただき、ごみの分別・減量・リサイクルをさらに推進するために作成しました。

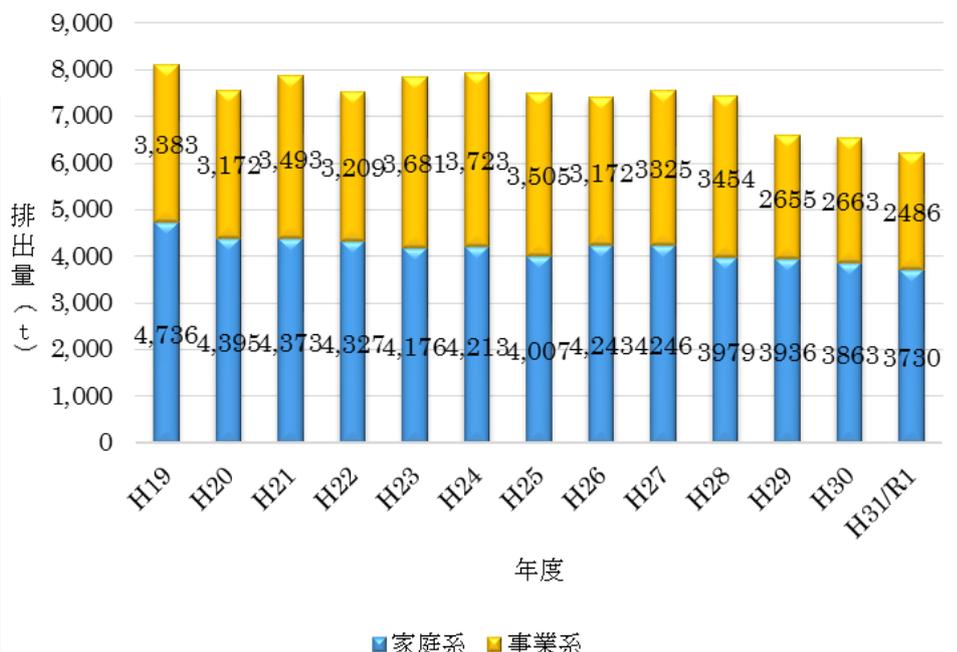
ごみの分別とごみの減量とリサイクルの必要性



ごみ排出量の現状

白老町のごみのうち約43%が事業者からでるごみです。

令和元年度の白老町のごみの量（実績値）は、約6千トン。このうち事務所、店舗、飲食店等いわゆる事業者から排出されるごみは約2千5百トンで、全体の約43%を占めており、この割合は年々増加傾向にあります。



目次

- ごみ排出量の現状・・・・・・・・・・1
- 自己処理責任・・・・・・・・・・2
- 廃棄物の区分・・・・・・・・・・3
- ごみ処理の流れ・・・・・・・・・・4
- ごみの分別と正しい排出方法・・・・5～6
- 許可業者との契約方法・・・・7～8
- リサイクルの進め方・・・・・・・・9
- 古紙の分け方・・・・・・・・・・10
- ごみ減量一口メモ・・・・・・・・10



自己処理責任

事業所から出るゴミは自己処理か許可業者へ

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】

事業者の責務

第3条 事業者は、その事業活動によって生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

町内会で管理している「ごみステーション」に出すことはできません。

- 事業系一斑廃棄物は、事業者が自ら処理する場合のほか、次のいずれかの方法により適正に処理してください。

自己搬入

- きちんと分別し中身が見える、透明か半透明の袋を必ず用い、白老町環境衛生センターに自己搬入してください。処分手数料がかかります。

※白老町環境衛生センターの開閉時間

持込み時間＝月～金 9:00～16:30

土曜日 9:00～12:00

(日曜・祝日・12/31～1/5は休み)

燃やせるごみ → 50kg 又は 100kgにつき 250円

燃やせないごみ → 50kg 又は 100kgにつき 250円

資源ごみ → 無料

以降、10kg 又は 20kg
につき 50円加算

処分
手数料

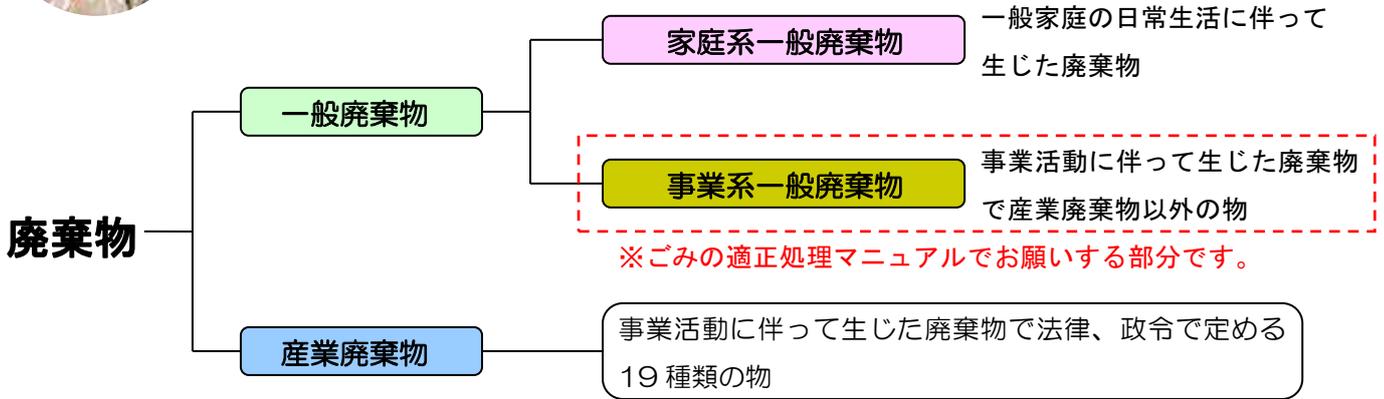
- 一時的に多量に出るごみ及び中身の見える透明か半透明の袋を用いない場合は施設での受入はできません。許可業者に依頼してください。

許可業者に委託

- 事業者が自己搬入できない場合は、許可業者に収集運搬を委託してください。この場合も、きちんと分別してください。なお、処分手数料に収集運搬料が加算されますので、許可業者に確認してください。(本マニュアルの8ページに許可業者一覧があります。)



廃棄物の処理



●事業所とは、事務所、工場、商店、飲食店、病院、旅館、ホテル、学校、官公庁などです。この場合の事業活動とは、単に営利を目的とする企業活動にとどまらず、公共的事業を含む広い意味で使われています。

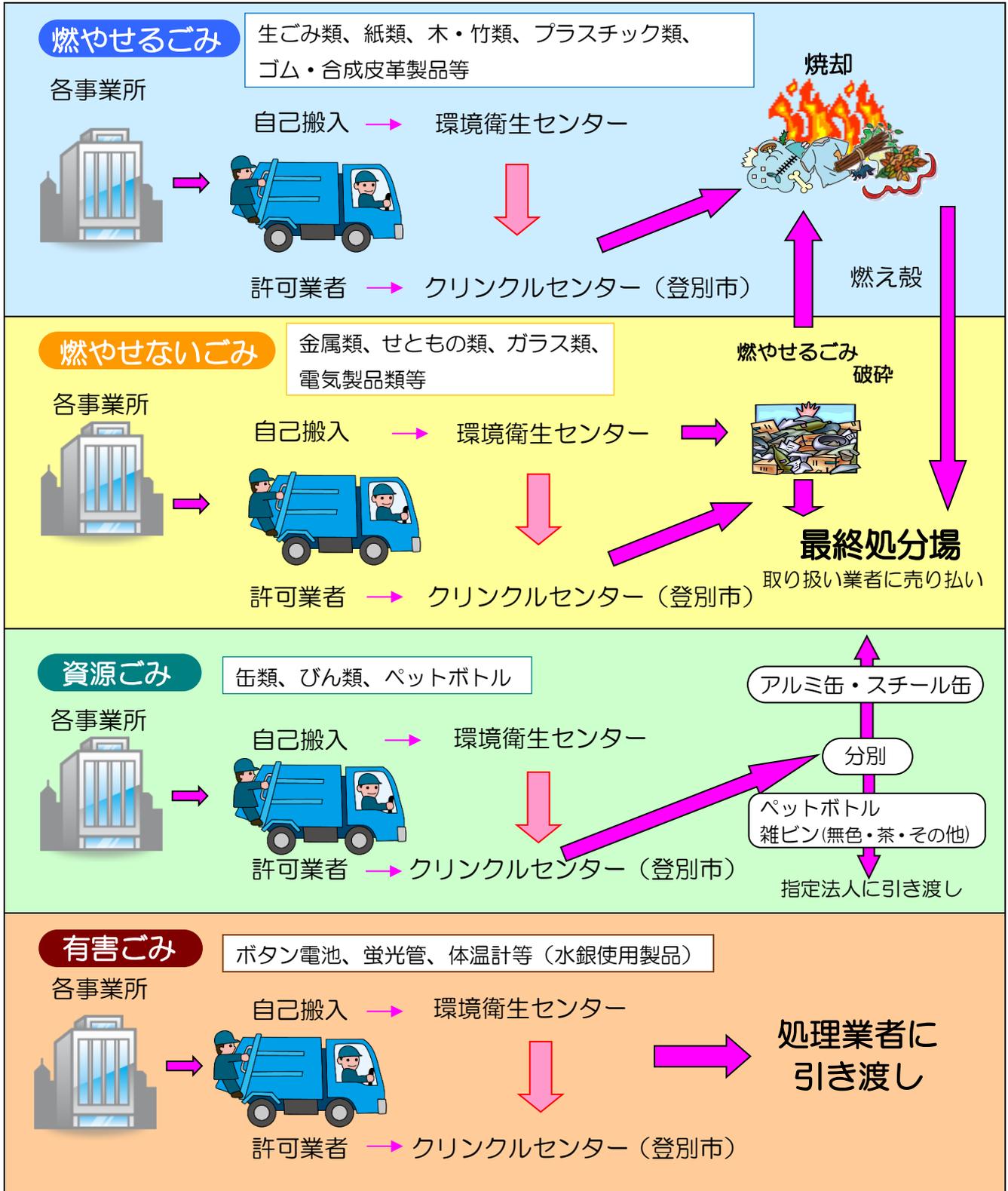
産業廃棄物の種類

赤字の産業廃棄物は排出事業所が限定されています。

燃え殻	汚泥	廃油	廃酸
石炭がら、焼却残灰 焼却残さ	排水処理及び製造工程等で生ずる「泥状」のもの	鉱物製油、動植物油脂に係るすべての廃油	酸性の廃液
廃アルカリ	廃プラスチック	紙くず	木くず
アルカリ性の廃液	廃タイヤ 廃プラスチック 容器、廃塗料等 <small>(廃塗料、廃接着剤等で油分を含むものは、廃プラスチック類と廃油との混合物)</small>	パルプ製造業・紙製造業・紙加工品・製造業・新聞業、出版業・製本業及び印刷物加工業から生ずる紙くず	建設業に係るもの(解体工事に伴うものに限る、木材又は木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業から生ずる木材片、おがくず、パーク類等)
繊維くず	動植物性残さ	ゴムくず	金属くず
繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿、羊毛等の天然繊維くず	食品製造業・医療品製造業・香料製造業から生ずる動植物性の固形状不要物	天然ゴムのくず(合成ゴムは廃プラスチック類)	鋼鉄、非鉄金属の研磨くず、切削くず
ガラスくず及び陶磁器くず	鉱さい	建設産廃	動物のふん尿
ガラス・耐火レンガ・陶磁器等	高炉等の残さい、不良鉱石不良石炭等	工作物の除去に伴って生ずるコンクリート、レンガの破片その他これに類する不要物	畜産農業から排出される牛・馬・めん羊・鶏等のふん尿
動物の死体	ばいじん	その他	以上19種類と輸入された廃棄物が産業廃棄物です。
畜産農業から排出される牛・馬・豚・鶏等の死体	焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの	産業廃棄物を処分する為に処理したもの	



ごみ処理の流れ





ごみの分別と正しい排出方法

ごみ袋は中身の見える透明か半透明の袋で
出してください。



燃やせるごみ

紙類

キッチンペーパー
紙くす
ちり紙
紙箱
紙コップ
紙袋
など



繊維類



衣類
糸くす
座布団
カーテン
タオル類
クッション
じゅうたん
(カーペット)
など

※じゅうたん(カーペット)
などは、一辺の長さを40cm
以下に切断してください。

生ごみ(厨芥)

料理くす・残飯・野菜・
果物・卵のから・魚・
貝殻・つけもの・
山菜の皮
など



プラスチック類

トレイ・発泡スチロール・ビニールラップ・洗剤などの容器
プラスチック容器など



※必ず中を空にして下さい
※金具などが付いている場合は、できる限り分別して下さい。

ゴム・合成革製品



くつ
カバン
バッグ
ベルト
サンダル
スリッパ
財布
など

※必ず中を空にして下さい
※金具などが付いている場合は
できる限り分別して下さい。

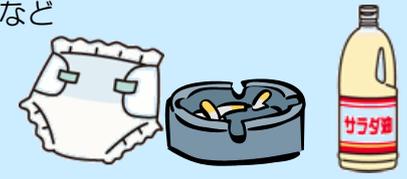
木・竹類



板切れ
枝木
庭木
木箱
げた
竹
かご
草
割り箸
など

※庭木・草などは土砂などを取
り除いて下さい。
※木類は、径が5cm以下のもの
で、長さを40cm以下にして、
きちんとまとめて下さい。

吸い殻・掃除のちり・燃え殻・紙おむつ
食用油など



※食用油は、固めるか紙などに染み込ませて下
さい。
※紙おむつなどは、排せつ物を取り除いてから
出して下さい。

資源ごみ

缶類



中を必ず水ですすいでください。

飲料缶（ジュース・ビールなど）・飲料缶（のり・菓子などの缶・缶詰類など）カセットボンベ・スプレー缶（塗料用を除く）など

中身や油分などが残らないように、よくすすぎ、潰さないようにして下さい。

★カセットボンベ、スプレー缶などは、穴をあけ、中のガスを抜くこと。

ペットボトル

ペットボトルのふたとラベルは必ず外し、

中をすすいで下さい。

容器に表示してある



マークに限りません。

ペットボトルはペットボトルだけを袋に入れて出してください。



★プラスチックのふたとラベルは、燃やせるごみへ

★金属のふたは、燃やせないごみへ

缶とびんを一緒の袋に入れて出してね
透明又は半透明の袋
ボクたちはクリンクルセンターで分けられるんだよ



ビン類

飲料びん（ジュース・酒類・栄養剤など）食品、調味料びん（しょうゆ・こしょう・佃煮など）



- ①キャップを外
- ②中を捨て
- ③きれいにすすぎまし

燃やせないごみ



せともの・ガラス類

せともの・ガラス製品（食器・花瓶・灰皿など）
●耐熱ガラスなどの再生できないガラス製品などは安全策を講じて下さい。



金属・電気製品類

ラジオ・ラジカセ・掃除機・除湿機・加湿器・電気かみそり（充電式を除く）・空気清浄機・時計・電話機・換気扇・ドライヤー・ビデオデッキ（カメラ）・乾電池など

※缶・びん・ペットボトル以外のごみを混入しないで下さい。

有害ごみ 水銀などを含むもの

蛍光管は、割れないようにして下さい。有害ごみと表示して出してください。



排出禁止物・適正処理困難物

有害性のあるもの

- バッテリー
- 農薬とその容器
- 劇薬とその容器

著しく悪臭を発生するもの

- 薬品（アンモニアなど）

危険性・引火性のあるもの

- 火薬類
- ガスボンベ
- 消火器
- 灯油
- ガソリン
- アルコール
- 塗料
- ニス・シンナー

その他

- ドラム缶
- エアコン
- テレビ
- 冷蔵庫
- 洗濯機
- つけもの石
- コンクリート製品
- レンガ
- オートバイ
- 耐火金庫
- 大型楽器
- タイヤ
- ホイール
- ホームタンク



許可業者との契約方法

許可業者と契約したいのですが、
どのようにすれば良いのですか？

許可業者と契約するには、許可業者に直接電話などで連絡してください。
連絡する場合は、事前に収集回数、収集時間、収集量、収集場所などチェック
しておくことで契約をスムーズに行うことができます。

チェックリスト

- 収集回数は？（週 回）
→営業日を考慮して、1週間に何回くらい収集してもらえるのか確認してください。
- 収集時間は？（午前・午後 時頃）
→営業日を考慮して、何時頃ごみを収集してもらいたいのか確認しておく必要があります。収集の都合上、希望の時間に取りに来てもらえないことがあります。収集時間については、よく相談の上契約をしてください。
- 収集量は？（ 袋/週）
→許可業者ごとの収集を以てする場合、ごみの排出量を把握しておく必要があります。
- 収集場所は？（ ）
→あらかじめごみを排出する場所を決めておいてください。
収集の都合上、収集場所を指定されることがあります。許可業者とよく相談のうえ、契約をしてください。

● 契約方法について、その流れを説明します。

① 許可業者まで相談ください。

このページ下段にある許可業者に相談してください。



② 収集回数・収集料金など必要事項を確認してください。

チェックリストに基づき、収集回数や収集料金などをよく確認してください。



③ 契 約

収集回数や収集料金が決まりましたら、契約となります。

● 契約方法にもいろいろあります。

商店街の皆様の場合、商店街単位で契約すれば効率よくごみ処理することができます。

ビルに入居している事業者の皆様はビルのオーナーやビル管理会社に相談して下さい。

飲食店の皆様の場合、商店街として取り組む方法と、組合として取り組む方法などがあります。

許可業者

許可業者とは、町で許可している一般廃棄物収集運搬業許可業者の事です。

(平成 24 年 4 月現在)

業 者 名	住 所	電 話 番 号
白老清掃 (株)	白老町高砂町 3 丁目 436-1	82-2319

リサイクルの進め方

リサイクルとは

廃棄物を活用し循環させることです。

- ① 再使用（リユース）＝そのまま再び使用することです。たとえばビール瓶や一升瓶等は回収された後洗浄され、再び製品として使われています。
- ① 再資源化（マテリアルリサイクル）＝ごみを物質として再資源化することです。
例えば、古紙を原材料としてトイレットペーパーを作ることです。
- ③ エネルギー回収（サーマルリサイクル）＝ごみをエネルギーとして再資源化することです。例えば紙くずから固形燃料を作りこれをエネルギーとして活用することです。

事業所での取り組み

次のような取り組みを積極的に推進しましょう。

- ① 分別回収
- ② 過剰包装の抑制
- ③ リサイクル製品の利用
- ④ リサイクル製品の販売
- ⑤ トレイなどの販売容器等の資源回収
- ⑥ 再資源化の推進
- ⑦ 省エネルギー



エコマーク

環境にやさしい環境保全に役立つ商品についており、(財)日本環境協会が認定した商品についています。古紙を再利用したトイレットペーパーやコピー用紙などをはじめとして、廃木材等を再利用した鉛筆や廃プラスチックを再利用したボールペンなどの商品が認定されています。



グリーンマーク

トイレットペーパー、コピー用紙、ノートなどの古紙を再利用した商品についています。この事業は(財)古紙再生促進センターが実施しており、学校、町内会などがこのマークを一定数集めて申請すると、苗木などが贈られます。

北海道にある、元気まち



しらおい

北海道 © 白老町



(クリンクル坊や)。

クリンクル坊やは、登別市の新
ごみ処理施設「クリンクルセン
ター」のシンボルマークです。

《ごみに関するお問い合わせ先》

環境衛生センター

白老町字白老 778-17

☎ 8 2 - 3 5 6 7

生活環境課 環境グループ

白老町大町1丁目1番1号

☎ 8 2 - 2 2 6 5